

令和4年10月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

(上)  
(下)

令和4年(行ウ)第5号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年7月12日

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 馳 浩

同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

同

森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人

田 中 幹 樹

同

小 杉 浩

同

中 島 誠 帆

同

高 橋 美 帆

同

島 崎 拓 也

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1及び2の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和3年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、石川県(以下、単に「県」ということがある。)の住民である原告が、

石川県議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下、一括して「本件各議員」という。）が令和2年度に県から交付を受けた政務活動費につき、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに相当する金員を県に対して不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和3年5月1日（令和2年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

## 10 2 関係法令等の定め

### (1) 地方自治法

(調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等)

#### 第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 25 (2) 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。以下「本件条例」という。甲3）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書)

第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(中略)

4 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（中略）を併せて提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の

総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(議長の調査及び透明性の確保)

第12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費及び事務所費は省略。）

10 (3) 石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「本件マニュアル」という。乙1）は、石川県議会が制定し、令和2年4月に改訂したものであり、その定めは別紙1「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」のとおりである（本件マニュアルの目次記載3、7及び9ないし12は省略。ただし、同9のうち①調査研究費、⑨事務費及び⑩人件費、同10のうち(2)及び(6)は省略せず。）。

15 3 前提事実（争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠（特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ）及び弁論の全趣旨

により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、県の住民である。

イ 被告は、県の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも令和2年度中に石川県議会の議員の職にあった者である（以下、別表番号1の稻村建男議員を「稻村議員」、同番号2の下沢佳充議員を「下沢議員」という。）。

(2) 政務活動費の交付

被告は、令和2年度分の政務活動費として、本件各議員に対し、各360万円を交付した（甲1、2）。

(3) 政務活動費の支出

本件各議員は、令和2年度中に、別紙2及び3（以下、特に明記しない限り枝番を含む。）における「支出期日」の年月日において、「支出を証する書面」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付された政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、別紙2及び3の「充当額」欄記載のとおりである（甲6ないし10）。

本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、令和3年4月30日までに、石川県議會議長（以下、単に「議長」という。）に対し、令和2年度の政務活動費に係る收支報告書、政務活動報告書及び領収書等の支出に係る事実を証する書面の写しを提出した（甲1、2、6ないし22、乙2、3）。

(4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和3年12月8日、本件各議員が令和2年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求

める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、令和4年2月3日付けで、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲4）。

原告は、令和4年3月3日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

#### 5 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）  
(原告の主張)

10 本件各支出に対する別紙2及び3の「充当額」欄記載の金額は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

ア 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないこと（各経費共通）

15 本件条例9条4項は、議長に收支報告書を提出するときに、本件条例2条2項別表（以下「本件条例別表」という。）に定める政務活動に要する経費（以下「条例所定経費」という。）の支出であることを証する書面の提出を求めている。

しかし、本件各議員は、議長に対し、上記書面を提出していないから、本件各支出は条例所定経費とは認められず、政務活動費を充てることができない。

##### イ 稲村議員の調査研究費

稻村議員は、別紙2-1番号36記載のとおり、令和3年4月5日付け領収証に係る4万5394円の国内旅行代金の支出につき、政務活動費を充当した。

しかし、本件条例別表において、調査研究費は「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要

する経費」と定められているところ、上記国内旅行に係る同議員の県外等政務活動結果報告書（以下「本件報告書」という。甲6の29）は、同議員の感想が記載されているにすぎず、調査研究や視察の結果報告が記載されたものではなく、同議員が本件報告書記載の目的に資する視察をしたものとは認められない。

したがって、同議員の調査研究費のうち、上記支出は、「調査研究（視察を含む。）」に用いられた経費とはいえず、この点からも、条例所定経費とは認められない。

#### ウ 本件各議員の事務費

10 本件各議員は、別紙2-2及び3-1記載のとおり、自動車リース料につき、事務費として、「充当額」欄記載の金額の政務活動費を充当した。

しかし、自動車リース料は、本件条例別表にいう事務費に当たらないから、自動車リース料に係る支出は、この点からも、条例所定経費とは認められない。

15 なお、本件マニュアルにおいて自動車リース料が事務費に該当すると定められているとしても、本件マニュアルは、地方自治法100条14項に規定する条例ではないから、自動車リース料は条例所定経費に該当しない。

#### エ 本件各議員の人物費

20 本件各支出のうち人物費に係るものに關し、別紙2-3及び3-2の「支出額」欄記載のものは、以下の点からも、条例所定経費とは認められない。

##### (ア) 稲村議員

稻村議員は、別紙2-3記載のとおり、政務活動補助給与に係る支出額の2分の1につき、政務活動費を充当した。

しかし、本件条例別表において、人物費は「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定められているところ、稻村議員が雇用する井藤元之（以下「井藤」という。）は、稻村たけお羽咋市連合後

援会及びたけお会の各事務担当者であり、また、同議員の資金管理団体である和交会の会計責任者であるから、同議員が政務活動を補助するために雇用した職員とはいえず、「議員が行う活動を補助する職員」ではない。したがって、井藤に対する人件費の支出は、条例所定経費とは認められない。

5

(イ) 下沢議員

下沢議員は、別紙3-2記載のとおり、令和2年4月分ないし令和3年3月分までの給与に係る支出額の2分の1につき、政務活動費を充当した。

10

しかし、下沢議員が雇用する本田佳久（以下「本田」という。）は、自由民主党石川県金沢市第五支部、下沢佳充連合後援会及び同議員の資金管理団体である佳朋会の各事務担当者であるから、同議員が政務活動を補助するために雇用した職員とはいえず、「議員が行う活動を補助する職員」ではない。したがって、本田に対する人件費の支出は、条例所定経費とは認められない。

15

（被告の主張）

ア 主張立証責任について

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証しなければならない。そして、上記の一般的、外形的な事実は、事実に即した個別具体的なものであり、その内容は一見して極めて不自然なものでなければならない。

20

原告は、本件各議員が政務活動費を充当した本件各支出が本件条例別表所定の使途基準に適合しないことを主張立証する必要がある。

25

イ 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出して

5 いないことについて

本件条例及び本件マニュアル上、当該支出が政務活動に要する経費であることを証する書面の提出は求められておらず、本件各議員が同書面を議長に提出しなかったことは、上記アの一般的、外形的な事実に当たらない。

ウ 稲村議員の調査研究費について

稻村議員の作成した本件報告書には、視察する目的及び当該視察目的に適合する報告内容が記載されており、その報告内容に照らせば、稻村議員の視察は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究」に該当するものである。

エ 本件各議員の事務費について

石川県議会は、本件条例の定める政務活動費の使途基準を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保することを趣旨として、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件マニュアルを定めるところ、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして、本件マニュアルの内容に不合理な点はない。

そして、本件マニュアル上、自動車リース料は事務費に該当すると記載されている。

オ 本件各議員の入件費について

(ア) 稲村議員と井藤との間の雇用契約書には、雇用内容として「政務調査」等と記載されており、井藤は、同議員の政務活動を補助する職員である。

(イ) 下沢議員と本田と間の雇用契約書には、雇用内容として「政務調査補助用務」等と記載されており、本田は、同議員の政務活動を補助する職員である。

(2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

25 (原告の主張)

県において、令和2年度の政務活動費は、概算払で支出している。令和2

5

年度政務活動費の精算期限である令和3年4月30日までに、同会計年度の政務活動費は確定している。したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

(被告の主張)

10

不当利得返還債務は期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ（民法412条3項）、本件各議員が令和2年度の政務活動費に関し返還請求を受けた事実はない。

15

したがって、仮に本件各議員が不当利得返還義務を負うとしても、上記精算期限の翌日から遅滞の責任を負うものではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 爭点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

##### （1）政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み

20

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定している。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化した点にあると解されるところ、同項が政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、その詳細に関する事項は、条例で定めるものとして具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運

25

用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものである（1条）。また、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり（本件条例2条、本件条例別表）、残余があれば返還しなければならない（本件条例10条）とされていることからすれば、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、知事に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費等の項目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、前記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合等には、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

ウ ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならない。もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自

治法100条15項、16項及び各項を受けた本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員等に対し、収支報告書及び当該支出に係る事実を証する書面の写しの提出等を義務付けるとともに（本件条例9項）、議長に対しても、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている（本件条例12条）。

このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解される。そして、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

## （2）本件マニュアルについて

石川県議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記（1）イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針

として参酌されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルには、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出）について、政務活動費を充当するのに適しない旨の記載（8項）が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、宛名（原則として議員本人名）、金額、発行年月日、内容等の記載が必要であること（5項(2)）等が存するところ、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる。

10

(3) 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないとの原告の主張について

15

ア 原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないことの理由として、本件各議員は、議長に対し、本件条例9条4項が提出を求める本件各支出が条例所定経費であることを証する書面を提出していない旨主張する。

20

イ そこで検討するに、本件条例9条4項によれば、議員は、収支報告書に、「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」を添付して、議長に提出しなければならないところ、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとは解されない。

25

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参照できることは前記(2)のとおりであるところ、本件マニュアルにも、議員において当該支出が条例所定経費であることを証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

ウ したがって、本件各議員において、本件各支出が条例所定経費であることを裏付ける書面を提出しないことをもって前記(1)ウの外形的事実が主張立証されたということはできず、本件各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないから、この点に関する原告の主張は採用できない。

5

#### (4) 稲村議員の調査研究費について

##### ア 認定できる事実

稻村議員は、令和3年3月30日から同月31日にかけて、文化庁の地方移転に関する課題、石川県出身の長谷川等伯の京都での活躍と能登文化の情報発信、伝統産業の生き残りや発展策に関する調査研究を目的として、京都国立博物館、妙蓮寺、とみや織物及び西陣織工業組合等をそれぞれ視察した。

10

上記視察に要した費用は4万5394円であり、稻村議員は、当該支出(別紙2-1番号36)に政務活動費を充当した。(以上につき、甲1、6の29、乙2)

15

##### イ 検討

原告は、稻村議員の作成した本件報告書は、同議員の感想が記載されているにすぎず、調査研究や視察の結果報告が記載されたものではなく、同議員が本件報告書記載の目的に資する視察をしたものとは認められない旨主張する。

20

そこで検討するに、前記認定の目的の下で観光施設や伝統産業に関する施設等を視察することは、地方自治体における施設運営、観光行政及び伝統産業に関する行政等の調査研究に資するものであって、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究」(本件条例別表)に該当するものと認められる。また、視察の内容に関する本件報告書の記載が簡潔であることをもって直ちに、当該視察と議員の調査研究活動との間に合理的関連性

25

を欠くとは認められず、その他に合理的関連性を欠くことを基礎付ける具体的的事実の主張立証はない。

ウ したがって、前記(1)ウの外形的事実が主張立証されたということはできず、稻村議員の調査研究費に係る上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5 (5) 本件各議員の事務費について

ア 原告は、自動車リース料は、本件条例別表にいう事務費には当たらないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

イ そこで検討するに、本件マニュアルには、事務費の例として自動車リース代が挙げられ、その充当割合及び充当限度額について、「1台分に限り、2分の1（充当限度額は年間60万円）とする」とすることが記載されている（9項、政務活動費使途基準表⑨）。

自動車は、政務活動のための移動手段として議員の政務活動の用に供され得るものであり、これに係る上記経費は、政務活動と一般的な関連性を有するものと認められ、本件条例別表所定の事務費として位置付けることがふさわしいものであるといえる。もっとも、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために自動車を使用することも想定されるところ、自動車に係る経費は、通常、一定期間の利用に対する対価又は経費という形で生ずるものであって、個々の政務活動との直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるし、仮に、その利用時間や利用割合等に応じた対応関係を想定できるとしても、これを逐一明らかにすることは、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を來し、地方自治法及び本件条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねない。条例所定経費の解釈の指針として参照できる本件マニュアルにおける、議員がリースした自動車を使用する事務のうち、一般的に政務活動に関連性を有するものの割合及

びそれに要する金額としての充当限度割合及び充当限度額の定めは、上記の点を踏まえたものと考えられるから、議員が行う活動に係る自動車リース代のうち、本件マニュアルが定める充当限度割合及び充当限度額を超えない部分については、特段の事情のない限り、本件条例にいう事務費に当たらないとはいえないというべきである。

そして、本件各議員が事務費として政務活動費を充当した自動車リース料は、本件マニュアルの定める充当限度割合及び充当限度額の範囲内であり、上記の特段の事情はないから、本件条例にいう事務費に当たらないとはいえない。

10 ウ 以上によれば、本件各議員の自動車リース料に係る支出について、前記(1)ウの外形的事実が主張立証されたということはできず、上記支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

#### (6) 本件各議員の人事費について

##### ア 稲村議員の人事費について

15 証拠（甲23）及び弁論の全趣旨によれば、稻村議員は、平成21年3月15日、井藤との間で、雇用期間の始期を同年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、令和2年度末以前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。これに加えて、井藤に対する給与の支出に係る領收証（甲8）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ）を考慮すれば、井藤は、上記契約に基づき、稻村議員の政務活動を補助する業務等に従事していたといえるから、別紙2-3記載の政務活動補助給与に係る支出は、上記契約に基づく給与の支払であると認められる。

25 なお、原告は、井藤が稻村議員の後援会の事務担当者等であることをも

つて「議員が行う活動を補助する職員」ではない旨主張するが、後援会の事務担当者等であることが、議員が行う活動を補助する職員でないことを推認させるものではないから、原告の主張は採用できない。

イ 下沢議員の人事費について

証拠（乙4）及び弁論の全趣旨によれば、下沢議員は、令和2年3月30日、本田との間で、雇用期間を同年4月1日から令和3年3月31日までの間、給与月額を30万円、職務内容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、同契約で定めた雇用期間満了前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。これに加えて、本田に対する給与の支出に係る領収証（甲10）の記載内容を考慮すれば、本田は、上記契約に基づき下沢議員の政務活動を補助する業務等に従事していたといえるから、別紙3-2記載の給与に係る支出は、上記契約に基づく給与の支払であると認められる。

なお、原告は、本田が下沢議員の後援会の事務担当者等であることをもって「議員が行う活動を補助する職員」ではない旨主張するが、後援会の事務担当者等であることが、議員が行う活動を補助する職員でないことを推認させるものではないから、原告の主張は採用できない。

ウ したがって、本件各議員の人事費に係る上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(7) 小括

以上のとおり、本件各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

したがって、本件各支出に政務活動費を充てることが違法であるとは認められないから、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返

還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているとは認められない。

原告がその他に主張する点は、いずれも上記判断を左右しない。

## 2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官

小川 弘持

10

裁判官

松浪 聖一

15

裁判官

大畑 勇馬



(別表)

番号	議員氏名	違法支出額合計	対応する別紙番号
1	稻村建男	295万9737円	2 (枝番を含む。)
2	下沢佳充	226万4796円	3 (枝番を含む。)



## 石川県政務活動費運用基準 (マニュアル)

### 【政務調査費】

平成 21 年 4 月 (制定)

平成 24 年 4 月 (改訂)

### 【政務活動費】

平成 25 年 4 月 (改訂)

平成 26 年 4 月 (改訂)

平成 29 年 4 月 (改訂)

令和 2 年 4 月 (改訂)

石川県議会

## 目 次

1	政務活動費の概要	-----	1
2	経費の範囲及び使途基準	-----	1
3	支出年度区分などの考え方	-----	2
4	交付等の手続	-----	3
5	証拠書類の整理・保管	-----	4
6	収支報告書等の提出	-----	7
7	調査・相談体制	-----	9
8	政務活動費を充当するのに適しない例	-----	10
9	政務活動費使途基準表	-----	13
10	提出様式	-----	20
(1)	収支報告書（条例別記様式）		
(2)	政務活動報告書（様式1）		
(3)	政務活動費集計表（様式1（付表1））		
(4)	政務活動費月計表（様式1（付表2））		
(5)	領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）		
(6)	県外等政務活動結果報告書（様式3）		
(7)	海外政務活動結果報告書（様式4）		
(8)	収支報告書修正書（様式5）		
11	記載例	-----	30
12	条例・規程	-----	40

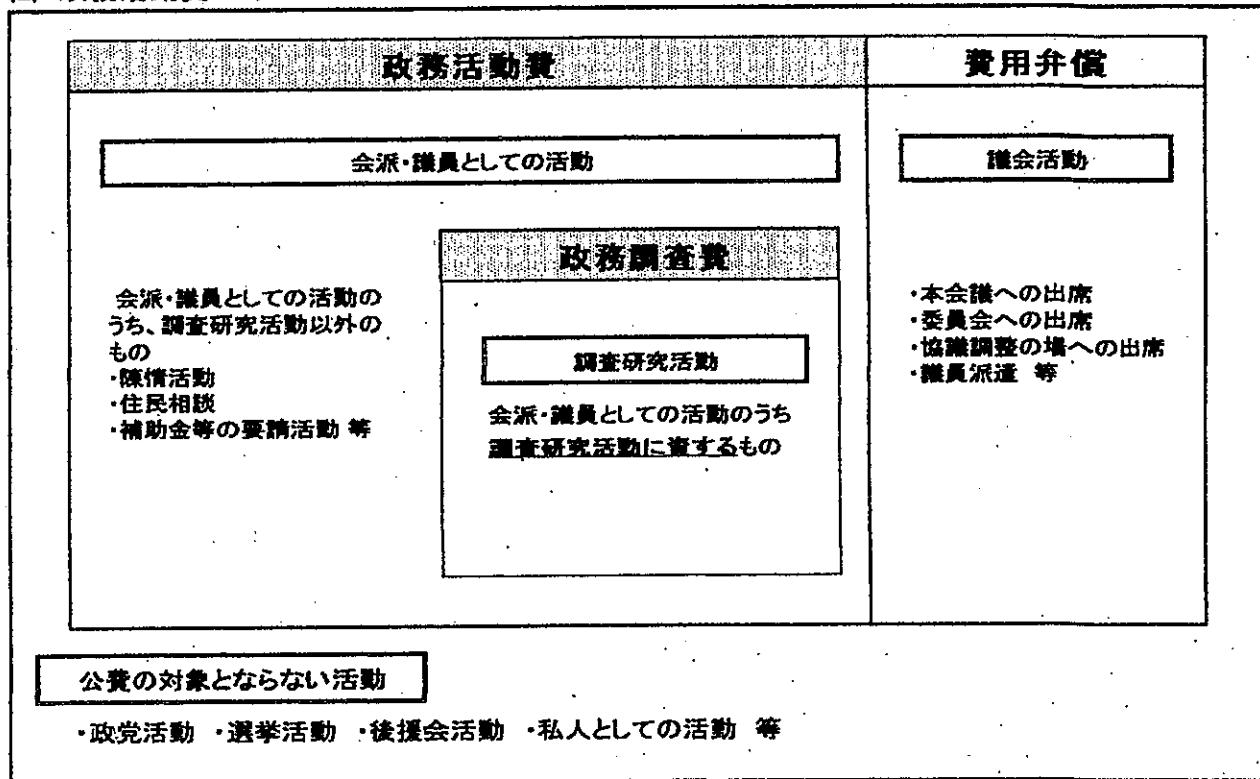
## 1 政務活動費の概要

### (1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

### (2) 政務活動費のイメージ



## 2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであること前提とし、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

## 4 交付等の手続

### (1) 交付の方法

#### ① 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

#### ② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

#### ③ 交付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

#### ④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

## 5 証拠書類の整理・保管

### (1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

### (2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【写しの保管】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【原本の保管】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p> <p>預金通帳、貯金通帳</p> <p>賃貸借契約書</p> <p>雇用契約書</p> <p>委託契約書・成果物</p> <p>その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【原本の提出】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【写しの提出】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p>

#### ① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

## ② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

### 領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
  - ② 金額
  - ③ 発行（受領）年月日
  - ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
  - ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
- ※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。
- ※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

## ③ 支出証明書

領収書を繳しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

### 支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
  - ② その他（預金口座引き落としによる支出等）
- ※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

**④ 県外等政務活動結果報告書**

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」(様式3)を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

**⑤ 海外政務活動結果報告書**

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」(様式4)を作成すること。

## 6 収支報告書等の提出

### (1) 提出に関する手続等

#### ① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

#### ② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

#### ③ 提出等の期限（条例第9条）

##### ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

#### ④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

#### ⑤ 残余額の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第11条第2項、3項、規程第8条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

## 8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

## 《科目別》

### 〈会議費〉

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

〔例 「公職選挙法」(第199条の2)〕

#### 寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

### 〈事務所費〉

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・事務所購入費
- ・事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

## 《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

### [例]

- 町内会費、公民館費、壮年会費、P.T.A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- ・他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・宗教団体の会費
- ・冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- ・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

## 9 政務活動費使途基準表

① 調 査 研 究 費	①【調査研究費】		
	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	<p>○ 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p> <p>※ 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。 なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)</p>
		自家用車利用経費 (ガソリン代)	<p>① 走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円 (本県応招旅費の現行単価)</p> <p>② 按分する場合 1台限り、1/3以内 (この場合は一括して⑨事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択</p>
		日当	○ 充當不可
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など	<p>○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする。 ただし、合理的な理由によりこれを超えて充當する必要がある場合は、様式2の領収書添付時にその理由を記載する。(調査研究活動上の必要性及び社会通念に照らして妥当な範囲で計上すること。) 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p> <p>(注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</p> <p>(注2)乙地は上記以外の地域</p>
	借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	○ 実費
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	○ 実費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。(他の経費についても同じ)
	講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	○ 実費 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。

主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
統 く	会費等	<p>○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種議員連盟の会費など</li> </ul> <p>議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。</p> <p>・国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可</p>
	消耗品費	<p>○ 実費</p> <p>事務用消耗品 看板製作代</p>
	食糧費	<p>○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり)</p> <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <p>・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ビヤガーデン、割烹、懷石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアレストラン、ファミリーレストラン等)等)</p> <p>・主催者分(会派及び議員)の経費は不可</p>
	茶菓子等	<p>○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)</p> <p>・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</p>

⑨ 事 務 費	⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費		
	支出費目 通信運搬費、消耗品費・備品費、修繕費、リース料、ガソリン代(按分) 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	通信運搬費	固定電話・FAX回線利用料	<input type="radio"/> 政務活動専用事務所の場合は実費 <input type="radio"/> 按分の場合 ・「⑧事務所費」の光熱費の基準と同じ
		携帯電話利用料	<input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内)
		インターネット接続料	<input type="radio"/> 按分(1/2以内)
		切手、はがき、メール便等	<input type="radio"/> 実費
	消耗品費・備品費	事務用消耗品  パソコン・コピー機等の事務用機器  電話・FAX等の通信機器  机、椅子	<input type="radio"/> 実費 備品、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考える。 その際、資産形成に資するがないよう留意する必要がある。  ・取得価格1件10万円以内のもの ただし、パソコンは取得価格15万円以内、 コピー機は取得価格60万円以内(按分1/2以内)
		自家用車	<input type="radio"/> 購入は充当不可 自動車税及び維持管理費も充当不可
	修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)  事務所の修繕	<input type="radio"/> 実費 <input type="radio"/> 充當不可
	リース料	自動車リース代  ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る  コピー機等事務機器リース	<input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内)かつ年間60万円を限度とする 自動車税及び維持管理費は充当不可  <input type="radio"/> 按分(1/2以内)
	ガソリン代(按分)	月毎に按分して充当する場合	<input type="radio"/> 1台限り、1/3以内

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	
支出費目 人件費		
主な支出費目の例  ⑩ 人 件 費	内 容	用途基準の考え方
人件費	<p>政務活動補助職員に対する給与、賞金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実態があること</li> <li>・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要</li> <li>・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要</li> </ul>	<p>○ 実費</p> <p>・按分の場合 議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内</p> <p>※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 (親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条))</p> <p>※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査研究費</li> <li>②研修費</li> <li>④要情陳情等活動費</li> <li>⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)</li> </ul>

10(2) 政務活動報告書(様式1)

様式1

政務活動報告書(一月分)

(会派又は議員名)

年	月	日	項目	金額	按分率	充当金額	領収書、支出証明書、ガソリン代等	距離	目的地・開催地等	内容・目的等	整理番号
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					
				円	/	円					

## 10(6) 県外等政務活動結果報告書(様式3)

様式3

整理番号

## 県外等政務活動結果報告書

議員名

日 程	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )		
概 要	場 所 (開催地)		
	目 的		
	訪問先 主催者 応対者 行程など		
	親族隨行 の有無	有・無	(隨行理由)
	内容・結果・所感・県行政への反映など		

※ 富山県・福井県を除く県外における政務活動及び石川県、富山県、福井県における宿泊を伴う政務活動について記載すること。

※ 記載欄が不足する場合は、別紙(様式自由)を添付すること。



## 稻村建男議員の調査研究費

支出期日				支出を証する書面	(円)	(円)
	年	月	日		支出額	充当額
1	2	4	21	領収書 音楽文化振興石川県議会議員懇談会 年会費	5,000	5,000
2	2	5	11	※2 石川県釣り団体協議会 年会費	10,220	10,220
3	2	5	13	※1 金沢日仏協会 年会費	3,000	3,000
4	2	6	10	※2 羽咋日中友好協会 年会費	5,220	5,220
5	2	6	16	※1 英靈にこたえる会石川県本部 年会費	10,203	10,203
6	2	6	17	領収証 令和2年度日韓親善協会会費	100,000	100,000
7	2	6	19	領収書 令和2年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費	3,000	3,000
8	2	6	19	領収書 令和2年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費	3,000	3,000
9	2	7	10	※2 石川県レスリング協会 年会費	5,550	5,550
10	2	7	10	※3 宝達山水源の森づくり協会 年会費	2,000	2,000
11	2	7	10	※1 石川県教育振興会 年会費	5,000	5,000
12	2	7	21	領収書 日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000	10,000
13	2	7	21	領収書 令和2年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000
14	2	7	21	領収書 令和2年度石川県私学振興議員懇話会会費	6,000	6,000
15	2	7	21	領収書 令和2年度小松空港国際化推進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000

16	2	7	21	領収書 令和2年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000	10,000
17	2	7	21	領収書 石川県観光産業振興議員連盟 令和2年度会費	5,000	5,000
18	2	8	11	領収書 妙成寺文化財を守る会 年会費	10,000	10,000
19	2	8	18	※2 カナザワジエイタイ 協力会 年会費	10,220	10,220
20	2	9	10	※2 ナカノトシンリンクミアイ	21,220	21,220
21	2	11	12	領収証 令和2年度羽咋市体育協会会費	20,000	20,000
22	2	11	26	領収証 MOA 自然農法羽咋普及会 年会費	5,000	5,000
23	2	12	4	領収書 北陸新幹線に関する課題について企画振興部長と懇談会費	5,000	5,000
24	2	12	11	領収証 「もっと仲良く韓国・日本2020」年忘れの会 会費	5,000	5,000
25	2	12	21	領収書 令和2年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費	3,000	3,000
26	2	12	21	領収書 令和2年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費	3,000	3,000
27	3	1	12	※2 石川県日伯協会 年会費	30,440	30,440
28	3	1	14	※1 海上保安友の会 年会費	4,000	4,000
29	3	1	21	領収証 石川県宅地建物等対策議員連盟 R2年分会費	10,000	10,000
30	3	2	9	※2 小松基地金沢友の会 年会費	10,550	10,550

31	3	2	9	※2 日本海国際交流センター 年会費	5,220	5,220
32	3	2	9	領収証 R2年度県な連会費	100,000	100,000
33	3	3	8	※1 収納代行会社 アプラス	3,500	3,500
34	3	3	12	領収書コロナ禍におけるホテル業界の現状について … 会費	5,000	5,000
35	3	3	28	領収証 令和2年度 MOA 議員連盟会費	60,000	60,000
36	3	4	5	領収証 3月30日 国内旅行ご旅行代金として（観察費用）	45,394	45,394
					合計額	559,737

※1 : 振替払込請求書兼受領証

※2 : 北國キャッシュサービスご利用明細票

※3 : 振込金（兼消費税等手数料）受取書

政務活動費支出証明書	:	金沢駐屯地協力会 年会費
政務活動費支出証明書	:	山林協会費
政務活動費支出証明書	:	MOA インターナショナル年会費

## 稻村建男議員の事務費の自動車リース料

番	支出期日			支出を証する書面	支出額	(円) 充当額
	年	月	日			
1	2	4	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
2	2	5	7	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
3	2	6	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース】	128,315	50,000
4	2	7	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
5	2	8	3	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
6	2	9	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
7	2	10	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
8	2	11	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
9	2	12	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
10	3	1	4	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
11	3	2	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
12	3	3	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代】	128,315	50,000
						合計額 600,000

# 稻村建男議員の人物費

番	支出期日			支出を証する書面	支出額	(円) 充当額
	年	月	日			
1	2	4	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
2	2	5	11	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
3	2	6	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
4	2	7	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
5	2	8	11	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
6	2	9	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
7	2	10	12	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
8	2	11	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
9	2	12	11	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
10	3	1	13	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
11	3	2	10	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
12	3	3	9	領收証 【政務活動補助給与】	300,000	150,000
						合計額 1,800,000

## 下沢佳充議員の事務費の自動車リース料

支出期日					(円)	(円)
年	月	日		支出を証する書面	支出額	充当額
1	2	4	30	政務活動費支出証明書 【自動車リース代4月分】	77,466	38,733
2	2	6	1	政務活動費支出証明書 【自動車リース代5月分】	77,466	38,733
3	2	6	30	政務活動費支出証明書 【自動車リース代6月分】	77,466	38,733
4	2	7	31	政務活動費支出証明書 【自動車リース代7月分】	77,466	38,733
5	2	8	31	政務活動費支出証明書 【自動車リース代8月分】	77,466	38,733
6	2	9	30	政務活動費支出証明書 【自動車リース代9月分】	77,466	38,733
7	2	11	2	政務活動費支出証明書 【自動車リース代10月分】	77,466	38,733
8	2	11	30	政務活動費支出証明書 【自動車リース代11月分】	77,466	38,733
9	3	1	4	政務活動費支出証明書 【自動車リース代12月分】	77,466	38,733
10	3	2	1	政務活動費支出証明書 【自動車リース代1月分】	77,466	38,733
11	3	3	1	政務活動費支出証明書 【自動車リース代2月分】	77,466	38,733
12	3	3	31	政務活動費支出証明書 【自動車リース代3月分】	77,466	38,733
				合計額	464,796	

# 下沢佳充議員の人物費

(円) (円)

	支出期日			支出を証する書面	支出額	充当額
	年	月	日			
1	2	4	28	領収証 【4月分給与】	300,000	150,000
2	2	5	29	領収証 【5月分給与】	300,000	150,000
3	2	6	30	領収証 【6月分給与】	300,000	150,000
4	2	7	31	領収証 【7月分給与】	300,000	150,000
5	2	8	31	領収証 【8月分給与】	300,000	150,000
6	2	9	30	領収証 【9月分給与】	300,000	150,000
7	2	10	30	領収証 【10月分給与】	300,000	150,000
8	2	11	30	領収証 【11月分給与】	300,000	150,000
9	2	12	28	領収証 【12月分給与】	300,000	150,000
10	3	1	29	領収証 【1月分給与】	300,000	150,000
11	3	2	26	領収証 【2月分給与】	300,000	150,000
12	3	3	31	領収証 【3月分給与】	300,000	150,000
						合計額 1,800,000

これは正本である。

令和4年10月11日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 山下憲

